

令和 8 年度豊中市教育委員会スクールソーシャルワーカー募集案内

豊中市教育委員会

豊中市立の小・中および義務教育学校に派遣するスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者(令和 8 年 3 月末までの取得見込みを含む)
- (2) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 1 6 条(裏面参照)のいずれにも該当しない者

2 職務内容

- (1) 課題を抱える児童生徒に関する事案の整理
- (2) 校内・連携ケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
- (3) 学校と関係機関・福祉部局等との円滑な連携のための連絡・調整
- (4) 児童生徒・保護者・教員に対する相談活動
- (5) 福祉的視点を生かした教職員に対する研修
- (6) その他、教育委員会が必要と認めるもの

3 募集人員

若干名

4 応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒561-0858 豊中市服部西町 4-13-1 豊中市教育委員会 児童生徒課創造活動係
受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 5 日(水)～令和 7 年 1 1 月 1 1 日(火)(当日消印有効)
申込方法	必ず「簡易書留」で、 長形 3 号封筒(12cm×23.5cm) の表側に「 選考申込 」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 令和 8 年度豊中市教育委員会スクールソーシャルワーカー応募用紙 ② 作文 ③ 返信用封筒 1 通(長形 3 号封筒【12cm×23.5cm】に 4 9 0 円分の切手を貼り、住所、氏名を明記したもの)

5 選考日時・場所等

- (1) 面接予定日
令和 7 年 1 1 月 2 6 日(水)・2 7 日(木)・2 9 日(土)いずれか指定する日
※日時については決定しだい別途通知します。
※応募人数によっては別日になる場合もございます。
- (2) 会場
豊中市立青少年交流文化館いぶき (豊中市服部西町 4-13-1)
- (3) 選考方法
書類選考(応募用紙・作文)、個人面接(1 人 1 5 分程度)
【作文課題】小学校内配置型スクールソーシャルワーカーとして取り組みたいこと。
(800 字以内、別紙様式、本人自筆)
- (4) 選考基準(主な評価の観点)
 - ① 課題を抱える子どもの背景を福祉的視点から見立て、複数の目で見守る校内支援体制を作るとともに、ケース会議等を通じて教職員へ適切なアドバイスができるか。
 - ② 教育問題に造詣が深く、親身になって教職員、子ども、保護者の相談に積極的に応じられるか。
 - ③ 幅広い識見を持って主体的、自律的に活動を行いながら、教職員と密接に連携して組織的な対応を図ることができるか。

6 選考結果の通知

選考後、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。

7 身分及び派遣までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を派遣候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (2) 派遣候補者名簿に登録された者のうちから小・中および義務教育学校へ派遣されることが決定した者に、豊中市教育委員会から「スクールソーシャルワーカー」を委嘱します。
- (3) 小・中および義務教育学校への派遣は、令和8年4月中を予定しており、該当者には、令和8年4月1日までに通知する予定です。

なお、派遣候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況により派遣されないことがあります。

8 派遣の条件等

(1) 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

(2) 報償（謝礼）

1時間につき4,000円（交通費含む）です。

(3) 派遣時間・回数

1日あたり6時間で、派遣回数は1校につき年間20回～40回程度を予定していますが、変更する場合もあります。別途、1回2時間程度、年12回のスクールソーシャルワーカー連絡会等（研修・打合せ等、主に第2木曜日に実施）に原則参加していただきます。

※本市で週1日以上勤務できる方を募集しています。

※派遣の条件については令和7年度の実績です。

（令和8年度の報償等は、豊中市が定めるところにより変動する場合があります。）

9 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、派遣候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却いたしません。
- (3) 返信用封筒には、住所、氏名を記入してください。住所には、マンション名、号室、〇〇方等まで記入してください。
- (4) 合否についての電話照会 は厳禁とします。

参考

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人※

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

<問い合わせ先>

豊中市教育委員会事務局児童生徒課

〒561-0834 豊中市服部西町 4-13-1

電話 06(4866)6310 FAX 06(4866)6385

E-mail kyoshounen@city.toyonaka.osaka.jp